

令和8年度事業計画

—基本方針—

これまで地域における支え合いの基盤となっていた、人と人、人と地域のつながりが一層弱くなっていることや単身世帯の増加など、地域を取り巻く環境は大きく変容してきており、地域の生活課題は、福祉分野にとどまらない様々な分野で密接に関連する状況が、今後ますます進展していくと予想されています。

このような中、住民主体の互助やボランティアをはじめ福祉活動団体・当事者団体等が行う活動への支援を通じ、また包括的な相談支援を行うなかでキャッチする支援ニーズに対し、求められる活動を啓発するとともに、地域社会の持続的な発展と住民の暮らしを支える視点から、支援ニーズと参加支援や地域づくりの活動とを関連させながら、地域や暮らしにある様々な課題の解決に取り組んでいきます。

また、各種福祉サービスの提供にあたっては、事業経営の安定化と業務改善を進めるとともに、高齢者や障がい者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を送り続けられるよう、個々に応じた活動プログラムや支援の充実を図るなど、利用者ニーズに対応したきめ細やかな質の高いサービスの提供に努めます。

特に、障がい福祉サービスでは、様々な支援ニーズが顕在していますが十分に対応できていない状況があるため、障がい者の地域移行や地域生活を支える取り組みについて新たな事業を検討し、実施に向けて職員の実践力・対応力強化に取り組めます。

住民や福祉関係者をはじめ、様々な立場の方々との協働により地域生活課題の解決に取り組むため、各事業において、法人内外で多（他）分野との連携と協働を意識的に形成し運営にあたりるとともに、法人運営においても、より質の高い支援や効果的な事業運営につながられるよう、人材育成や事業運営体制の整備など運営基盤の強化に取り組めます。

令和8年3月

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

I. 誰一人取り残さない仕組みづくり

1. 相談しやすい環境を整えます

(1) 各種相談窓口の充実

SNS等の活用、顧問弁護士との連携 等

(2) CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置

個別の相談を地域支援につなぐコミュニティソーシャルワーカーを配置する。

○山東地域担当、伊吹地域担当：愛らんど

○米原地域担当、近江地域担当：ゆめホール

(3) アウトリーチ等継続支援事業 ※市委託事業

困りごとを抱えつつも支援につながっていない方への働きかけを行うアウトリーチのほか、継続的な関わりを行う中で困りごとを受け止め対応する。

2. 支援がつながる仕組みをつくります

(1) 多機関協働事業 ※市委託事業

単独の相談機関では対応しづらい複合的な課題に対して、多機関多分野の相談機関が連携強化できる相談支援体制、包括化ネットワークの構築および新たな社会資源の創出をめざす。複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に対し働きかけを行い、信頼関係の構築と必要な支援につなげる。

○重層的支援体制整備事業推進会議への参画

代表者会議、担当者連絡会議、テーマ別分科会（身寄りのない人への支援・福祉と教育の連携）、コアメンバー会議、事務局会議

○複合的な課題を抱えるケース等に関して、関係者や関係機関の役割整理や支援方針を検討するための会議の開催（事前打合せ会議、支援会議、重層的支援会議）

○研修会の開催、事例検討会の開催

○社会資源の開発（個別の課題やニーズを地域課題として認識できるよう、研修・ワークショップ等を通じた検討、提案）

○関係機関や地域活動、当事者活動等、各事業活動（見守り活動・フードバンク活動・相談機関への働きかけなど）を通じた情報収集、支援を必要とする方の把握、支援へつなぐ働きかけ

(2) 権利擁護センター ※市委託事業

成年後見制度利用促進の中核機関として、制度や権利擁護に関する広報・啓発を行うとともに、成年後見制度等の利用にかかる相談を行う。

また、第2期成年後見制度利用促進計画の推進をはかり、重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）と権利擁護支援の地域連携ネットワークの一体的支援を実施する。

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、ひとりで決めることに不安や心配のある方などへの支援を行い、地域で安心してその人らしく生活できるよう支援する。

○成年後見制度の相談・申し立て支援

○後見人等への支援

- ・後見人の情報交換会の開催（長浜市社会福祉協議会と共催）

○本人にとって適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦（受任調整）

- ・市長申し立てケース、親族からの後見人選任の希望があったケースや相談機関から相談のあったのケースにおいて、関係会議（多機関協働事業による支援会議等）や支援向上委員会を通じ、必要に応じて適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦する。

○後見人等を含めた支援チームの形成と支援の実施

- ・関係会議（多機関協働事業の支援会議等）を通じ成年後見利用前、開始前、開始後のチーム支援を行う。
- ・後見人を含めたチーム支援会議後のモニタリングを行う。

○地域課題の検討、調整、解決に関する協議

- ・権利擁護センター運営委員会において、地域課題の検討、調整、解決に関する協議を行う。

○権利擁護に関する普及・啓発

- ・社協広報「てとて」にて権利擁護センターの周知

○「なんでも相談会」の開催

○意思表示のための「暮らし方ノート」の普及・啓発

○終活講座の開催・終活フォローアップ講座の開催

○成年後見制度の研修会の開催（支援者向け）

(3) 地域ニーズ・社会資源の把握と情報提供 【多機関協働・地域づくり】

地域課題や暮らしの困りごと、社会資源を把握し、地域カルテ・社会資源台帳を作成する。作成したカルテ・台帳を自治会や関係機関等へ提供するとともに、地域福祉活動の推進や個別支援を行う際に活用する。

○地域カルテ・社会資源台帳の作成

○各福祉活動者、関係機関、事業者等への地域カルテ・社会資源台帳の提供

○個別課題や個別ニーズの共有・解決に向けた検討の場の形成

3. みんなが活躍できる機会をつくります

(1) 就労準備支援事業・被保護者就労準備支援等事業・参加支援事業 ※市委託事業

社会的孤立や経済的困窮などの課題を抱える方に対し、人・地域とのつながりが実感できるよう、就労や地域活動への参加などの社会参加に向けた支援を行うとともに、地域活動や企業・事業所、団体等との連携を図り、受け皿となる社会資源とのつながりづくりを行う。

- 生活習慣確立のための支援（訪問活動や居場所の提供などにより、生活リズムづくりを支援）
- 社会体験・社会参加活動の支援
- 就労体験・就労支援
- 多様な参加・参画の場の発掘・創出

(2) 子どもの生活・学習支援事業 ※市委託事業

学習の機会が十分でなかったり、基本的な生活習慣が整いにくい世帯の子どもに対して学習・生活支援を行うため、支援プランを作成するとともに支援の提供場所や協力団体等を調整し、オーダーメイド型の支援や集合型の支援を実施する。

- 市内各拠点を活用した学習・生活支援
- 通信制高校生対象の集合型の支援の実施
- 学校、関係機関等との連携
- 生活支援の内容充実のため、地域の協力団体の開拓

Ⅱ. みんなが支え合うつながりづくり

1. 福祉のこころを育みます

(1) 広報・情報発信

ご近所活動やボランティア活動、市内の福祉事業者の取り組みなど、市内の様々な福祉活動についての情報を多様なメディアを通じて市民に届け、福祉理解や福祉活動への参加意識を高める。

- 社協広報誌「てとて」の発行（年4回）
- ホームページやインスタグラムなどSNSを活用した幅広い世代への情報発信
- 地域共生社会フェスタや福祉懇談会、各種講座での情報発信

(2) 地域共生社会フェスタ 【地域づくり】 ※令和8年11月15日開催

地域共生社会の実現に向けて、多様な市民が暮らしていることや認め合うこと、つながりや支え合うことの必要性の啓発を通じて、地域づくりを推進する。

- 市民や団体、事業所等の参画を得た体験型による実施
- 各関係機関、企業、施設、当事者等、多様な主体による企画と実施

(3) 福祉学習・啓発 【地域づくり】

- 福祉学習等懇談会の開催
- 各学校での福祉学習の実施（当事者、活動団体、福祉事業所の参画を得て実施）
- 福祉体験学習の受け入れ
- 出前講座の実施
- 福祉学習サポーター交流会の開催

(4) 平和祈念式典

- 恒久平和の実現に向けた啓発 ※米原市・遺族会との合同開催

2. 人と人がつながり、支え合う機会を広げます

(1) 子育て支援 【地域づくり】

地域や関係機関が連携しながら、子育て中の世帯同士の交流・つながりづくりの場を創設し、その後の主体的な活動へ発展するよう支援する。

- 子育てサークル育成講座の開催
- 既存の子育てサークルの支援、情報交換・交流会の開催

- 子育てサークルに関する情報発信
- 子育て世帯とつながるための事業の開催
- 各種事業参加者への相談窓口の情報提供【アウトリーチ】やつなぎ 等

(2) ご近助活動（自治会単位）の推進 【地域づくり】

地域住民が地域の困りごとに気づき、支援を必要とする人への居場所づくり活動や生活支援の取り組みを推進する。

- 自治会長・民生委員・福祉協力員等合同説明会の開催
- ご近助活動スキルアップ講座の開催
- ふれあいいきいきサロンの推進・活動支援
- 子ども食堂、学習支援活動の推進・活動支援
- 福祉懇談会の開催支援
- 見守り活動の推進【アウトリーチ】
- 避難行動要支援者参加型避難訓練の推進・活動支援
- 男性のためのいきいき料理の実施
- 補助金の交付による活動支援
- 備品・車両の貸し出し
- 活動への相談支援と情報提供

(3) 福祉活動団体の活動推進

福祉活動団体が主体的に活動を継続できるよう、活動や相談支援の他、様々な活動の場面で協働して地域福祉活動に取り組めるよう支援する。

- 福祉活動団体における実態（活動状況、ニーズなど）の把握（聞き取りなど）
- 多様な居場所や広域の生活支援への参画への働きかけ
- 団体活動についての相談支援
- 補助金の交付による団体活動の支援
- 子ども食堂、学習支援活動の推進・活動支援
- 単位民児協事務局の運営と委員活動の支援

(4) 当事者団体の活動推進

地域や行政等とのつなぎ役となったり、地域活動への参画を支援する等して、市民の当事者への理解を深めるとともに、新たな支え合い活動や福祉サービスの開発につなげる。

- 当事者団体における実態（活動状況、ニーズなど）の把握（聞き取りなど）
- 団体活動についての相談支援
- 補助金の交付による活動支援

- 当事者活動参加者への相談対応、相談窓口等の情報提供、新たな当事者ニーズの発掘【アウトリーチ】

(5) 地域福祉活動拠点の活用

周辺地域や関係機関との連携・協働を図りながら、市民の福祉拠点となる施設を運営する。小地域福祉活動やボランティア活動の支援、相談支援、介護保険サービス・介護予防事業、障がい福祉サービスの提供等を通じ、市民の福祉ニーズに応える施設運営をめざす。

- 米原市指定管理施設（米原地域福祉センターゆめホール、北部デイサービスセンターきたで〜）の運営
 - ・運営推進会議の開催
 - ・地域交流事業の実施（市民交流事業、子育て支援事業 等）
 - ・近隣自治会等の活動への参加・協力

(6) 善意銀行の運営

市民や企業・団体等から寄せられる善意を、市内で地域福祉推進に取り組む自治会や関係団体活動、市民の暮らしを支えるための物資・資金として有効活用する。

- 社会課題の解決に向けた取り組みの周知と寄付意識の醸成（取り組みを支えるための金銭・物品の善意銀行への預託の啓発）
- フードドライブ等、金銭・物品の預託推進
- 社会課題の解決に向けた取り組みへの金銭・物品の活用（生活困窮者、こども食堂、市内福祉事業所等への提供 等）
- 善意銀行への預託・活用に関する報告
- 物の流れの見える化と SNS 等を活用した情報提供

(7) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金

地域福祉の課題解決に取り組む民間団体等への支援のほか、地域における助成事業を通じて共同募金運動の活性化を図る。

- 共同募金委員会の運営
- 受配団体等と協働した募金活動の実施
- 募金の効果的な活用に向けた検討
- 市内で展開される様々な地域福祉活動への配分（地域福祉活動・活動者の支援、ボランティア活動、福祉活動団体・当事者団体活動の支援 等）
- 支援を要する個人・世帯等への配分（要援護世帯等向け配分、食料支援事業 等）

(8) ファミリー・サポート・センター事業 ※市委託事業

子育てにおける相互援助活動を支援し、市民が安心して仕事と育児を両立できるまちをめざす。

- 事業活動の広報、啓発
- 会員の募集、登録および管理
- 会員相互の援助活動の相談、調整
- サポート会員に対する研修の実施
- 交流イベントの実施
- 利用会員等への相談窓口等の情報提供【アウトリーチ】

(9) ボランティアセンター

支援を必要とする人や地域、サービス事業所などからの声をもとに、ボランティアによる支援ニーズや、市民のボランティア活動ニーズを把握し、ボランティアのマッチングや養成、求められる事業の企画・実施や相談支援等を通じて、ボランティア活動の推進を図る。

- 情報提供・活動調整
- 傾聴ボランティアの養成講座の開催・活動支援【地域づくり】
- 若い世代（中学生・高校生）向けボランティア養成講座の開催【地域づくり】
- 興味・関心から参加を促すボランティア養成講座の開催

(10) 認知症キャラバンメイト事業 【地域づくり】 ※市委託事業

認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる地域をつくり、地域共生社会の実現を推進する。

- 認知症サポーター養成講座・認知症啓発講座の開催
- キャラバンメイトの活動支援 ○チームオレンジの活動支援

(11) 地域支え合いセンター・生活支援体制整備事業 【地域づくり】 ※市委託事業

自治会の範囲を超えて地域課題を共有し、解決に向けての協議の場をつくる。

地域やサービス事業者などが協働し、多様な居場所づくり活動、広域での生活支援活動の充実など地域における市民同士の支え合い活動を推進する。

- 協議体の運営
- 支援ニーズの集約と活動・サービス等に関する情報の発信（情報収集・発信）
- 相談支援、活動調整 ○研修会、情報交換会の開催
- 多様な居場所づくりや生活支援活動等、地域のニーズに合わせた社会資源の開発

【多機関協働】

(12) 福祉事業者のネットワーク構築と協働、地域貢献活動の推進

【地域づくり・多機関協働】

市内の福祉事業者に対し、研修の開催や情報提供を行うとともに、地域貢献活動が展開されるよう、地域課題の共有や取り組みの協働化、地域と法人をつなぐ支援を行う。

○研修・講座の公開

○地域課題の共有や解決に向けた取り組みの検討のための、福祉事業者と市民等との協議の機会づくりと、課題解決に向けた活動の提案・マッチング

(13) 日本赤十字社滋賀県支部米原市地区の運営

福祉の増進をめざし、災害救護、医療活動をはじめとした幅広い活動を支えるため、地域における赤十字事業の推進を図る。

○活動資金の募集と会員の管理

○赤十字事業に関する広報・啓発

○災害救護（災害救援物資の整備、弔慰金の交付）

○研修の実施（救急、健康生活支援、防災教育 等）

○災害義援金の受付

Ⅲ. 安心して暮らせる基盤づくり

1. 福祉人材の確保に取り組みます

(1) 福祉介護人材の育成

地域の支え合いや生活支援サービスの担い手の育成をめざすとともに、質の高い介護人材が、市内の事業所に安定的に確保されるよう、社会福祉法人や介護事業所等と協働して、福祉・介護人材の育成に取り組む。

○福祉現場での実習の受け入れ

- ・福祉専門職養成のための実習の受け入れ（市内各福祉現場での実習）

○介護に関する入門的研修の開催【地域づくり】 ※市委託事業

- ・市内社会福祉法人やその他福祉事業所の参画による実施

2. 暮らしの安心を確保します

(1) 地域福祉権利擁護事業・法人後見事業

○地域福祉権利擁護事業の実施

暮らし全体のアセスメントと定期的なモニタリング、支援計画の見直しを行い、生活目標（支援目標）を共有したうえで認知症や障がいのある人への相談と生活支援を行う。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常の金銭管理
- ・書類等の預かり

○法人後見事業の実施

法人として後見人等を受任し、意思決定支援を基本に本人の望む生活の実現に向けて支援を行う。

(2) 介護保険事業

介護が必要となっても、住み慣れた地域での生活が続けられるよう、利用者一人一人の暮らしに合わせた専門的で質の高いサービスを提供する。

また、感染症や災害への備えの徹底など、安心して安全なサービスを提供するため、職員一人一人の介護技術の向上と事業所内外の連携を高める。

《通所介護事業・総合事業通所介護》

○送迎、健康チェック、入浴および食事、機能訓練、レクリエーション等のサービス提供

○機能訓練（生活機能の維持向上、認知症の進行予防を目的とした各種のプログラム提供）

- ・リハビリ職との連携による個別プログラム、歯科医等と連携した口腔ケアの実施
- ・日常生活動作訓練、社会参加型活動の実施

○介護相談（本人や家族介護者の負担軽減に向けた寄り添い型支援）

- ・相談窓口の運営、出張相談の実施
- ・家庭（自宅）訪問による困りごとの把握と対応
- ・介護情報の提供

○地域貢献活動（介護予防、地域福祉活動の支援）

- ・出前講座（介護・認知症予防等）の提供
- ・福祉体験や実習の受入れ

○多様なニーズへの対応

- ・「買い物サポートサービス」の実施
- ・「緊急時預かりサービス」の実施

【通常規模型：1事業所】

デイサービスセンター愛らんど

【地域密着型：4事業所】

東部デイサービスセンターはびろ

北部デイサービスセンターきたで〜

デイサービスセンターゆめホール

デイサービスセンター行こ家のとせ

《訪問介護事業・総合事業訪問介護》

- 利用者宅での身体介護、生活援助の提供
- 終末期まで安心して在宅生活が送れるよう、医療やリハビリ職等と連携し、利用者に寄り添ったサービスの提供と家族介護者への支援を行う。

○地域貢献活動（地域福祉活動の支援）

- ・出前講座（介護技術）の実施
- ・福祉体験や実習の受入れ 等

○制度外サービスによる多様なニーズへの対応

- ・「ふれあいよりそいサービス」の実施

○ICTの活用による効果的・効率的なサービスの提供

【事業所】

ビジットケアあおば

《小規模多機能型居宅介護事業》

- 「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」を組み合わせ、生活支援や

機能訓練を提供する。

- 利用者や家族に対する生活相談や助言、情報提供
- 地域貢献活動（介護予防、地域福祉活動の支援）
 - ・出前講座（認知症・介護予防プログラム）の実施
 - ・相談機能の拡充（出張・電話相談 など）
 - ・福祉体験や実習の受入れ 等
- 災害時における地域との連携
 - ・周辺自治会の防災訓練への参加

【事業所】

みんなの家

《居宅介護支援事業》

- 要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、本人の自己決定を尊重した居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する。
 - ・本人の価値観、生活歴、希望等の丁寧な聴き取り
 - ・他の介護サービス事業者との連絡、調整等
- 介護・福祉、医療やその他の生活支援サービス、家族、地域の支えあい活動やボランティア活動等を総合的にマネジメントする。
 - ・本人の選択肢を広げ、主体的な生活の継続を支える体制づくり
- 相談支援者との連携を強化し、関係機関と地域のネットワーク化を図る
 - ・災害時要援護者支援体制の構築
- ACP（アドバンスケアプランニング）の充実
 - ・医療・介護の選択や将来の暮らしについて本人・家族・支援者と継続的に話し合う
 - ・急変時の対応方法の確認、意思決定支援
 - ・本人の意向の整理と多職種連携

【事業所】

ケアプランセンター米原市社会福祉協議会

（3）介護予防事業

介護予防プログラムを提供し、一人一人の生きがいや自己実現につながる支援を実施する。

- 通所型サービス A（介護予防・日常生活支援総合事業）
 - ・高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する短時間型の通所サービス

【事業所】

デイサービスセンターゆめホール
デイサービスセンター愛らんど

○健康増進筋力向上トレーニング事業（楽トレ事業）

- ・健康づくりと介護予防に向けた意識づけ、自主的・継続的な取り組みにつなげるための支援
- ・筋トレマシン講習会の開催（月 1 回）
- ・筋トレマシンの地域開放
- ・健康教室の開催（健康づくり、介護予防に関する講座：年 1 回）

【会場】

米原市米原地域福祉センターゆめホール
米原市伊吹地域福祉センター愛らんど

（４）障がい福祉サービス

障がいのある人が、地域社会の一員として暮らせるよう、関係機関と連携しながら生活支援や就労支援に取り組む。併せてサービス提供体制の見直しと強化に取り組み、支援内容の充実と質の向上を図るとともに、求められる支援ニーズに対する事業の拡大に取り組む。

《指定特定相談支援事業（一般相談／計画相談支援／地域生活拠点）・自立生活援助》

※一部米原市委託事業

○障がい者（児）とその家族の地域での生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用、生活上の相談・支援を行い、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援する。

【事業所】

障がい者相談支援センターほたる

《障がい者ホームヘルプサービス》

○障がいのある利用者に対し、身体介護や家事援助、乗降介助、公共交通機関や福祉有償運送を利用した通院同行介助等を行うほか、行動時の危険を回避するための援護や外出時の移動介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

（居宅介護／重度訪問介護／行動援護／同行援護）

○自立生活の支援を目的とした訪問、随時対応

- ・「ふれあいよりそいサービス」の実施

○ ICT の活用による効果的・効率的なサービスの提供

【事業所】

ビジットケア あおば

《就労継続支援 B 型事業》

- 就労支援や社会参加の促進を目指し就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じてその知識と能力の向上に必要な訓練等を実施する
 - ・リサイクルショップの運営、喫茶、駄菓子の販売
 - ・企業内就労、企業の下請け作業 等
- 工賃向上を目指し、仕事へのモチベーションアップ、社会参加の促進を図る
- 就労移行の促進と定着に向けた支援の強化
 - ・施設外就労、施設外支援の促進（企業実習の機会の確保、家庭訪問等の就労定着サポート 等）
- 一人一人の生活形態を考慮した移行支援（高齢障がい者等に対するサービス移行支援）
- 定期的な運動プログラムの実施による体カアップ、健康維持
- 個別支援の強化（個別の特性に応じた作業の提供、作業環境の整備、研修参加の促進 等）
- 「障がいの理解啓発」、「環境啓発」を目的とした講座・イベントの開催（市民参画、他事業所・当事者組織との協働による開催）
- 記録の電子化による業務の効率化

【事業所】

ほおずき作業所

《地域生活支援事業》

- 移動支援事業
 - 障がいのある方の外出等、移動に関わる援助を行う。
- 日中一時支援事業
 - 介護者の一時的な休息や就労支援のために、日中における障がいのある方の活動の場を確保する。

【サービス提供場所】

東部デイサービスセンターはびろ、いをぎの家

【事業所】

ビジットケア あおば

(5) 放課後児童クラブ ※市委託事業

子どもたちの思いに寄り添い、一人一人の個性を大切にしたい見守りと支援を提供するとともに、保護者と支援員との連携を密にとり、子どもたちが安全に安心して成長できる居場所をつくる。

- 児童の「遊び」と「生活」の支援
- 保護者会との連携

○小学校、行政との連携（小学校との連絡協議会、研修の実施 等）

【事業所】

げんきッズ息長

（6）子育て世帯訪問支援事業 ※市委託事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が
いる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支
援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

○家事支援

食事準備、洗濯、掃除、生活必需品の買い物、家事に関する簡易な相談援助 等

○育児・養育支援

離乳食の準備・介助、おむつ交換、沐浴介助、対象乳児の兄姉（就学前）の育児 等

【事業所】

ビジットケアあおば

（7）ひきこもり支援ステーション事業 ※市委託事業

ひきこもり状態にある方に個々に応じた伴走支援を行うことにより、相談や居場所につ
ながり自律すること（自らの意思により、今後の生き方や社会との関わり方を決めていく
ことができること）、また地域住民や周囲の人がひきこもりを含む生きづらさを抱える方
を見守ることができる社会づくりを推進する。

また、他の機関と協働し、ひきこもりについての理解が深められるよう、地域住民に向
けての情報発信や関係機関や民間団体との連携を図る。

○相談支援事業

- ・広報用リーフレットの作成、配布
- ・社協広報誌「てとて」（窓口周知、コラム当事者の声 等）（年 4 回）
- ・ひきこもり相談窓口（ゆめホール、ライン）
- ・継続的な個別相談、伴走支援（来所、訪問、カフェなど安心できる場所 等）、プラ
ン作成
- ・個別ケースについて検討会議（不定期、随時開催）
- ・全体ケースについて進捗共有の会議（月 1 回定例開催）

○居場所づくり事業（安らげるつながりづくり）

- ・親和農場つながりカフェ「めいめい」（月 2 回）、ゲームの居場所ゆめカフェ（月 1 回）
- ・ひきこもり家族教室（年 4 回）
- ・当事者の社会参加の機会を提供（オーダーメイド型）
- ・当事者、家族の女子会（しあえる年 4 回）

○連絡協議会・ネットワークづくり事業

- ・子育て支援課や健康づくり課主催の各種会議への出席
- ・民間団体との連携

（８）生活困窮者自立支援事業 ※市委託事業

社会的孤立や経済的困窮などの課題を抱える人に対し、相談支援を行うとともに、「社会とのつながり」を回復し、自立（自律）した生活を送ることができるよう支援する。

《自立相談支援事業》

相談者一人ひとりが抱える複雑な課題を整理し、解決に向けた道筋（プラン）をともに考え、家計改善支援事業、就労準備支援事業、行政機関、ハローワーク、医療機関、ひきこもりステーション事業など、適切な資源・サービスにつなぐ。

- 支援プランの作成、相談支援、関係機関へのつなぎ

《家計改善支援事業》

自立相談支援事業と連携し、家計状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや、家計再建や自ら家計を管理できるよう支援を行う。

- 支援計画や家計表の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ
- 貸付のあっせん

（９）生活福祉資金・一時援護資金貸付事業

低所得者や高齢者・障がいのある人等に対し、継続的な相談援助と資金の貸し付けやその他の制度の活用等を通じて、生活の維持・安定、経済的自立に向けた支援を行う。

- 生活福祉資金貸付事業 ※県社協委託・補助

- ・民生委員等との連携による相談援助と資金貸付
総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付
- ・コロナ特例貸付利用後のフォローアップ支援
- ・生活困窮者自立支援事業との連携

- 一時援護資金貸付事業

- ・民生委員等との連携による相談援助と資金貸付
- ・生活困窮者自立支援事業との連携
- ・情報のデータ化（紙ベースでの情報管理からデータ管理へ移行）
- ・償還が滞っている借受人に対し督促状および生活相談の案内を送付

(10) フードバンク

制度やサービスを利用するまでの期間や、制度やサービスでは対応できないなどの理由で、生活に困窮している人を対象に、歳末たすけあい募金・善意銀行を活用し、必要な物資を確保し提供する。

○学生を含めたボランティアや市民活動、地域の企業と協働し、地域や企業に対してフードロスの削減、食料を必要とする方への提供を目的とした食料の提供を呼びかけ、回収・仕分け・配布事業を行うことで、食料支援を通じた市民相互の支え合い活動を展開する【地域づくり】

○対象者には、配布事業時にアンケート等を通じた聞き取りや相談窓口の情報提供を行い、関係機関と情報を共有する【アウトリーチ】

(11) 音の広報発行事業 ※一部市委託事業

○市広報や議会だより、社協広報等の録音と発行

○活動者のスキルアップ研修会の企画・実施、活動者への支援

(12) その他の生活支援

既存の制度やサービスでは支えきれない生活ニーズに対しサービスを実施し、支援を必要とする人の日常生活を支援する。

《福祉車両貸出》

○本会が所有するリフト付き車両等を、生活支援活動団体や車いすを必要とする人の親族等に貸出し、医療機関等への送迎や社会参加における自助・互助の促進を図る。

《緊急時預かりサービス》

○緊急の事由により見守りや介護等ができない状態が生じた場合の預かりを実施し、暮らしの安心を確保する（24時間/365日対応）。

- ・地域なじみの安心事業
- ・緊急預かりサービス

《ふれあいよりそいサービス》

○既存の制度やサービスで対応できない生活上のニーズに対し、制度外サービスを提供する（居宅内の生活支援、通院等外出時の支援、服薬確認や安否確認のための見守り訪問等）。

《車いす貸出事業》

○介護保険等の制度による対応が困難な場合に、車いすの貸出を行う。

3. 災害に強いまちをつくります

(1) 災害支援体制の構築

災害時の支援活動を行うボランティア等の人材について、平常時から企業や団体、広く市民に周知・働き掛けを行い、除雪ボランティアとしての登録を行うなど、災害時にスムーズに支援活動へとつながる体制を構築する。

また、関係機関、福祉事業者等と協働し、地域防災計画に基づく個別避難支援計画の作成に向けた地域の取り組みを支援する。

さらに、各事業所が、災害時の利用者の安否やサービス連携について確認し、被災状況に応じたサービスを速やかに提供できる体制を整備する。

○災害時支援の連携構築【地域づくり】

○地域における個別避難支援計画の作成支援

(2) 災害ボランティアセンターの設置運営

被災者が抱える問題と活動ニーズとが適切に調整できるよう、災害時に必要となる新たなボラン

ティア活動の創設や地域との連携など、円滑な運営のための人材の養成と体制の整備を行う。

○マニュアルの点検・見直し、市民、関係機関等が参加する実践を想定した設置・運営訓練の実施

○運営サポーターの募集・周知啓発（養成講座、地域共生社会フェスタにおいて）

○運営サポーターミーティングの開催（地域啓発、サポーター研修、訓練 等）

○災害ボランティアバスの運行（支援ニーズに応じて実施）

IV. 推進体制の充実・強化

(1) 組織基盤の強化

市民の信頼と地域のニーズに応えるため、ガバナンスを高めるとともに、社協の総合力を発揮・活用した安定的で持続的な組織づくりに取り組む。

- 理事会および理事委員会、評議員会の運営
- 監事会の運営
- 法令遵守の徹底
 - ・内部監査の実施（業務管理体制による業務状況・金銭管理等の確認、税理士による業務点検・指導）
 - ・福祉サービス苦情解決事業の実施
- 部門間連携の推進・強化
 - ・事業推進プロジェクトの実践
 - ・部署横断ワークショップの開催
- 災害時対応の強化
 - ・BCP等の検証と訓練の実施
- 情報発信・広報の充実
 - ・SNS、インターネット等を活用した情報の発信・公開

(2) 財政基盤の強化

運営体制を含めた事業の実施方法と財源（公費・自主）の分析、および経営の観点に基づいた事業評価を実施し必要な対策を行う。事業の効果を明らかにすることで市民や行政等の理解を得て必要な財源の確保に努める。

- 財務管理の徹底
 - ・事業および予算の進捗管理、経営分析
 - ・資産の適正管理と積立金の計画的な運用
 - ・定期的なコストの棚卸し、適切な在庫管理
 - ・入札や経済的方法による物品調達
- 介護保険・障がい福祉サービスの動向把握と経営分析、対策の実施
- 委託事業に係る受託条件等の適正化協議

(3) 人材の育成と定着・職場環境の整備

職員に求められる姿を明確に示し、日々の行動や能力の把握とそれらに対する適切な評価を通じて、職員ひとり一人の意欲の向上と能力開発を図るとともに、働きやすい環境づくりに取り組む。

- 人事考課・目標管理制度の運用

○研修体系による研修の実施

- キャリアパス・研修課程の実施
- 資格等取得の促進（受講機会の確保、受講料等の補助）
- 新任職員の育成支援

○働きやすい職場環境づくり

- 行動計画の推進（年次有給休暇・育児休暇等の取得促進、時間外労働の削減 等）
- 職場におけるハラスメント、カスタマーハラスメントの防止対策の徹底（相談研修の実施 等）
- ストレスチェックの実施